

市民参加・協働に関する提言書

～ 2年間の取り組みのまとめ～

平成19年3月

富士見市市民参加及び協働推進市民懇談会

はじめに

私達市民の生活を取り巻く地域の課題は、高齢化の問題や子育て、教育、防犯・防災対策など、多岐に亘っています。

こうした課題を解決し、住み良いまちをつかっていくためには、行政と市民が力を合わせて取り組んでいく必要があります。

富士見市には、社会での経験や市民活動などを通じて培った様々な知識や技術を持っている多くの市民がいます。こうした“人財”をまちづくりに活かしていくことは、豊かな自治を実現していくために、欠かすことができないものです。

平成16年4月に、市政への市民参加及び市民と市の協働を基調とした自治の推進を図るため、『富士見市自治基本条例』が施行されました。

条例に基づき設置された「富士見市市民参加及び協働推進市民懇談会」では、市民参加や協働の取り組みについての課題や問題点、改善策などについて協議・検討を進めてきました。この提言書は、これまでの経過を基にまとめたものです。この内容が今後の市政運営に活かされ、市民参加・協働のまちづくりがより一層推進されることを期待しています。

市民懇談会概要

市民懇談会は、市民団体からの推薦者7人と市民公募4人の計11人が委員として市長から委嘱を受け、平成17年2月にスタートしました。会議は平日の夜間に計6回開催し、市民参加・協働のまちづくりを推進していくために、市民が行政活動に参加しやすい環境づくりや、市民と行政が連携・協力したまちづくりについて検討を行ってきました。

自治基本条例制定後の状況（参考資料：政策推進室作成）

審議会等(市からの諮問事項等を審議する附属機関及び市民を中心とした検討会議)について

- ・会議日程の事前公表を行っている審議会等の割合

平成16年度	平成17年度
62.1%	79.2%

- ・市民公募を行っている審議会等の割合

平成16年度	平成17年度	平成18年度
約33%	51.7%	43.8%

パブリックコメントについて

・パブリックコメントの実績

年度	実施件数	案 件 名
平成16年度	5件	・富士見市個人情報保護条例に罰則規定を設けることについて
		・富士見市行政経営改革指針（第4次行財政改革大綱）案について
		・富士見市次世代育成支援行動計画（素案）について
		・富士見市中心市街地活性化基本計画（素案）について
		・富士見市障害者計画（素案）について
平成17年度	3件	・第4次基本構想後期基本計画（素案）について
		・富士見市高齢者保健福祉計画（案）について
		・男女共同参画ふじみ2000年プラン改定版（素案）について
平成18年度	3件	・富士見市国民保護計画（原案）について
		・富士見市安全安心なまちづくり防犯条例（案）について
		・富士見市障害福祉計画（素案）について

検討概要及び現状の課題

市民懇談会では、条例施行後間もないことから、市民参加・協働を進めるための前提条件である『情報共有の推進』についての議論を多く行いました。

市民参加の仕組みについては、パブリックコメントが制度化されたことや審議会等への市民参加の推進などが具体的に取組みられたことにより、一定程度前進したものと考えています。しかし、市民参加や協働のさらなる拡大や推進策という点においては、この期間での議論は十分ではなく、これまでの取組みの経験を活かしつつ、今後さらに議論を深めていく必要があります。

・情報の提供について

市民参加・協働のまちづくりを進めるには、市民と市がまちづくりに関する情報を共有することが大変重要です。

そこで、パブリックコメントや審議会等の会議日程の公表などに関して、より多く

の市民が情報を得られるように、公表の時期や広報紙の活用策などについて検討を行いました。本年1月からは、審議会等の会議録のホームページ上での公開も行われるようになりました。

今後は、市民が行政課題や市の施策について正確に理解ができるように、行政情報などについて学習する機会を設ける必要があると考えます。

・市民参加について

富士見市においてはこれまでも、審議会等における委員の公募や各種計画策定における説明会などを行ってきました。しかし、公募を行っている審議会が少ないことや女性委員比率が低いことなどの現状認識のもと、市民懇談会の中では、「どのようにしたらより多くの市民が参加しやすくなるのか」について検討を行いました。

現在は、各審議会等において市民公募の拡大などの取り組みがみられ、市民参加が進んできています。

今後もこうした方向を拡充し、より多くの市民が市政に関心を持ち、市民参加の行政を進めていくことが必要です。

・協働について

富士見市においては、介護予防活動や防犯・防災活動、子どもたちの健全育成活動など、実際に数多くの市民との協働の取り組みが行われています。

これらの取り組み以外に、さらに市民の立場から考える新たな取り組みの発掘を行うため、協働の取り組みについてのアイデア提案を行いました。提案は、「公園の管理に市民が積極的に参加できる仕組みづくり」や「大学との連携の推進」などがありました。各担当課においては、これらの提案を受け検討したことを、さらに進めていきたいと思えます。また、市民の目線から、現在の富士見市の協働の取り組みの問題点や課題、今後の取り組みの方向性についての検討を行いました。

今後は、市民団体等と行政の各分野の連携により、協働事業拡充の可能性を洗い出し、推進していくことが必要です。

富士見市らしい市民参加・協働のまちづくりを進めていくべき

方向及び手段

市民によりわかりやすい情報提供の推進

市政への市民参加及び市民と市の協働のまちづくりを進めるには、前提として市民と市がまちづくりに関する情報を共有することが不可欠です。市は、市民目線に立って、市民にとってよりわかりやすい情報提供に努めていく必要があります。

具体的には・・・

(1) 行政情報の提供の充実

各種行政情報の提供に当たっては、ホームページや広報紙について内容・レイアウトの工夫をするとともに、地域の公共施設での閲覧など、より市民が情報を得やすいようにする。

また、市政に関する各種計画、施策等に関して、市民の理解を深めるための説明会や学習会、出前講座の取り組みなどを行っていく。

(2) 市民参加・協働のPR

市民と市役所職員の意識の醸成を図るために、市民参加・協働の取り組みなどを紹介した冊子などを作っているが、今後も継続して行う。その際、よりわかりやすく親しみやすい内容にまとめ、手にとって読んでみたくなるような印刷物として発行する。

(3) パブリックコメントの情報提供の充実

行政施策や計画の検討段階における市民参加機会を多く確保するため、パブリックコメント実施の際には、その計画素案の概要がわかるよう広報紙の掲載方法を工夫することや、その他、パブリックコメントを実施している旨の周知用のポスターを作成するなど、より市民に伝わりやすいようにする必要がある。

市民参加の取り組みの更なる推進

市民が、各種施策の企画立案から実施、評価の過程に主体的に参加することは市民の意思が市政に反映され、市民自治を高めることにつながります。そのため、市は、市民参加機会の確保及び拡充を行うとともに、市民の意見及び提案を市政に適切に反映していく手法についてさらに検討していく必要があります。

具体的には・・・

(1) 政策形成過程への市民意見の反映の推進

- ・ 審議会等における市民公募枠の拡大や男女比率、年齢層などを考慮した幅広い層からの委員の選任
- ・ より多くの市民が参加できるよう審議会等の開催日時の工夫
- ・ 各種施策の形成過程における説明会の充実

(2) 市民ニーズの把握の推進

現在も各種計画の策定段階においてアンケート調査は行われているが、今後とも市民ニーズを把握する一つの方法として積極的に活用する。

協働の取り組みの推進

まちづくりは、市民と市が、相互理解と信頼関係のもとに目的を共有し、それぞれの役割と責務を担いながら相互に協力、補完し合いながら進めていくべきものです。そのため、現在協働により行っている各種施策等を継続的に実施していくことに加えて、これまでの協働事業の成果・課題等を踏まえ、協働の取り組みの経験を積み重ねながら、新たな取り組みに広げていく必要があります。

このためには、社会での経験や市民活動などを通じて培った様々な知識や技術をもっている市民の知恵を積極的に活かしていくことがとても重要です。

また、公民館や交流センター等を拠点施設として地域の課題等の把握に努めるとともに、市役所本庁と連携を図りながら事業を進めていく必要があります。

さらに、継続的に市民参加や協働に関する市民と市役所職員の意識を高めていくことが重要であり、自治基本条例の趣旨を市民と市役所職員に広めていく必要があります。

具体的には・・・

(1) 推進体制の充実

今後も協働によるまちづくりを進めるために、市役所庁内の委員会と市民懇談会により、協働の取り組みの成果や課題を検証していく。

また、市民と職員が対等の立場で意見交換する機会を設けることなどにより、議論した結果を成果に結び付けていく必要がある。

(2) 市民力を高める取り組み

各地域における市民活動を促進するために、市は市民向けのNPO講座や出前講座などの実施により、市民が学習する機会を拡充する必要がある。

(3) 市民力の活用

現在行っている協働事業（防犯・防災パトロール、高齢者見守りネットワーク、市民人材バンク等）について、継続的に実施していく。また、新たに協働していくことが可能と思われる事業について検討を進め、積極的に協働の手法を導入していく必要がある。さらに、大学等との連携により、新たな展開を期待したい。

(4) 市役所力を高める取り組み

各種事業における説明会や出前講座の実施により、職員の業務に対する能力を高める。また、職員自らも地域の一員として地域活動に対する理解を深め、市民参加・協働のまちづくりを進めるための組織としての力を上げていく必要がある。

附属資料

条例等の制定の経過

- ・富士見市自治基本条例（平成16年4月1日施行）
- ・富士見市市民参加手続規則（平成16年5月1日施行）
- ・富士見市審議会等の設置運営に関する指針（平成16年5月1日施行）
- ・富士見市市民参加及び協働推進市民懇談会（平成16年9月29日設置）
- ・富士見市市民参加及び協働推進庁内委員会（平成16年9月29日設置）

設置要綱

富士見市市民参加及び協働推進市民懇談会設置要綱

（設置）

第1条 富士見市自治基本条例（平成16年条例第9号。以下「条例」という。）に基づく市民参加及び協働のまちづくりを推進するに当たり、広く市民の提案を求めるため、市民参加及び協働推進市民懇談会（以下「市民懇談会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 市民懇談会の所掌事務は、本市の市民参加及び協働のまちづくりの推進に関する提言を行うこととする。

（組織）

第3条 市民懇談会は、おおむね10人の委員をもって組織する。

（委員）

第4条 委員は、推薦又は公募によるものとし、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 市民懇談会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、市民懇談会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員長は、市民懇談会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

（庶務）

第7条 市民懇談会の庶務は、総合政策部政策推進室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成16年9月29日から施行する。

委員名簿（五十音順）

役 職	氏 名	所属名等
委員長	長島 孝	公募
副委員長	大橋 健	公募
委 員	岩田 仁	関係団体を代表する者
委 員	川原 佳代子	関係団体を代表する者
委 員	小杉 弘	関係団体を代表する者
委 員	小森 和雄	関係団体を代表する者
委 員	柴 俊之	公募
委 員	関口 照子	関係団体を代表する者
委 員	高橋 さかえ	公募
委 員	月岡 秀己	関係団体を代表する者
委 員	森川 真理	関係団体を代表する者

開催状況

	開催日	内 容
第1回	平成17年 2月16日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長及び副委員長の互選 ・自治基本条例等の概要の確認 ・市民参加・協働の取り組み状況の確認及び質疑、意見提出
第2回	平成17年 6月28日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度の審議会等の開催状況及びパブリックコメントの実施状況に関する調査の結果についての確認及び質疑、意見提出 ・市役所の各課・職員を対象に行った市民参加・協働の取組み等に関する調査の結果について確認及び質疑、意見提出 ・市民懇談会委員から市民参加・協働に関しての提案を行う
第3回	平成18年 2月17日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度の主な審議会等の運営状況の確認及び質疑、意見提出

		<ul style="list-style-type: none"> ・市民懇談会委員から市民参加・協働に関する提案を行う ・協働事業の取り組み状況について確認及び質疑、意見提出
第4回	平成18年 6月21日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度スケジュールの確認 ・平成17年度の審議会等の開催状況及びパブリックコメントの実施状況に関する調査の結果についての確認及び質疑、意見提出 ・市民懇談会委員から市民参加・協働に関する提案を行う ・市民懇談会委員からの提案を受けた各課の今後の対応について確認及び質疑、意見提出
第5回	平成18年10月24日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加・協働に関する市長への提言書の作成に向けての検討
第6回	平成19年 1月24日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加・協働に関する市長への提言書の作成に向けての検討